

◆税務・社会保険業務 年間スケジュール◆

4月は新たな年度のスタートです。街には新しいリクルートスーツの新入社員が目立ち、子どもたちも1学級持ち上がり。様々なものが新しくなり、気持ちまでも新たになる季節です。

今回のTAX NEWSでは、4月からの一年間の税務・社会保険業務のスケジュールを表にまとめました。

業務スケジュールや納税予定などにお役立て頂ければ、幸いです。

色によって『法人にのみ』『個人にのみ』『法人・個人共通』に分けてあります。

なお、お客様によっては該当する又はしない項目がございます。具体的には、担当者と打ち合わせの上、運用をお願いします。



平成29年4月		平成29年5月		平成29年6月	
20日	確定申告所得税振替納税実行	31日	自動車税納期限	給与	住民税特別徴収額の変更(初月)
25日	確定申告消費税振替納税実行	31日	所得税確定申告延納期限	1日~	労働保険 年度更新 →
				30日	固定資産税(都市計画税)第1期分納付
				30日	住民税普通徴収 第1期分納付
平成29年7月		平成29年8月		平成29年9月	
給与	住民税特別徴収額の変更(～翌5月)		個人事業税の納付(第1期分)	6日	労働保険料 第1期分口座振替 4
～10日	労働保険 年度更新	31日	住民税普通徴収 第2期分納付	30日	固定資産税(都市計画税)第2期分納付
10日	労働保険料 第1期分納付 4				
10日	算定基礎届				
10日	提出源泉所得税の納期の特例				
31日	所得税の予定納税額納付(第1期分)				
平成29年10月		平成29年11月		平成29年12月	
31日	労働保険料 第2期分納付 4	14日	労働保険料 第2期分口座振替 4	給与	冬期賞与支給及び賞与支払届提出
給与	算定による社会保険料の変更	30日	所得税の予定納税額納付(第2期分)	給与	給与所得の年末調整
31日	住民税普通徴収 第3期分納付		個人事業税の納付(第2期分)		
平成30年1月		平成30年2月		平成30年3月	
5日	固定資産税(都市計画税)第3期分納付	14日	労働保険料 第3期分口座振替 4	2日	固定資産税(都市計画税)第4期分納付
20日	源泉所得税の納期の特例	16日~	所得税の確定申告 →	～15日	所得税の確定申告
31日	給与支払報告書の提出(住民税)	1日~	贈与税の期限内申告 →	～15日	贈与税の期限内申告
31日	労働保険料 第3期分納付 4		個人消費税の確定申告 →	15日	個人の青色申告の承認申請
31日	法定調書合計表の提出			平成30年4月	
31日	固定資産税の償却資産に関する申告			2日	労働保険料 第4期分納付、口座振替 4
31日	住民税普通徴収 第4期分納付			2日	個人の消費税の確定申告

1 上記の日にちについては、土日祝日を考慮した日程としています。

2 固定資産税については、東京都23区における納期限としています。他の自治体については、別途ご確認ください。

3 住民税の普通徴収(自分で納付)分については、標準的な納期限としています。お住まいの自治体ごとにご確認ください。

4 労働保険料の納付については、口座振替の適用の有無により、納期限が異なります。本表では、「口座振替」と「納付」とで納期限を分けて記載しています。(第4期のみ両者が同一期日となります。)